議 案 目 録

令和2年(2020年)11月30日

番号	件	名
議案第 116 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予	算(第9号)
議案第 117 号	令和2年度(2020年度)彦根市介護保険事業特	別会計補正予算(第2号)
議案第 118 号	令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計補	正予算(第5号)
議案第 119 号	令和2年度(2020年度)彦根市水道事業会計補	正予算(第3号)
議案第 120 号	令和2年度(2020年度)彦根市下水道事業会計	補正予算(第1号)
議案第 121 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予	算(第10号)
議案第 122 号	令和2年度(2020年度)彦根市国民健康保険事	業特別会計補正予算(第5号)
議案第 123 号	令和2年度(2020年度)彦根市休日急病診療所	事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 124 号	令和2年度(2020年度)彦根市農業集落排水事	業特別会計補正予算(第1号)
議案第 125 号	令和2年度(2020年度)彦根市介護保険事業特	別会計補正予算(第3号)
議案第 126 号	令和2年度(2020年度)彦根市後期高齢者医療	事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 127 号	令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計補	正予算(第6号)
議案第 128 号	令和2年度(2020年度)彦根市水道事業会計補	正予算(第4号)
議案第 129 号	令和2年度(2020年度)彦根市下水道事業会計	補正予算(第2号)
議案第 130 号	彦根市スポーツ・文化交流センターの設置は	および管理に関する条例案
議案第 131 号	彦根市稲枝駅前駐車場条例案	
議案第 132 号	彦根市事務分掌条例および彦根市職員定数名	条例の一部を改正する条例案
議案第 133 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する 給与および旅費に関する条例の一部を改正す	
議案第 134 号	令和2年度における彦根市長等の給与の特例 案	に関する条例の一部を改正する条例
議案第 135 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市 する条例の一部を改正する条例案	市一般職の任期付職員の採用等に関
議案第 136 号	彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、 部を改正する条例案	管理および処分に関する条例の一
議案第 137 号	彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関す	する条例等の一部を改正する条例案

議案第 138 号	ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 139 号	彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案
議案第 140 号	彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第 141 号	彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
議案第 142 号	彦根市営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて 大上郡
議案第 143 号	彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者 の指定につき議決を求めることについて
議案第 144 号	彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについ て
議案第 145 号	彦根市北デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることに ついて
議案第 146 号	彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 147 号	損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
議案第 148 号	彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて
報告第 31 号	損害賠償の額の決定について

議案第 130 号

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例案 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 市民の心身の健全な発達ならびにスポーツ活動および文化活動の振興ならびに市民および勤労者の福祉の増進および勤労意欲の向上を図るとともに、市民の交流の機会を提供し、 もって豊かな市民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与するため、彦根市スポーツ・文化交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 交流センターは、彦根市小泉町640番地に置く。

(業務)

- 第3条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) スポーツ活動および文化活動の普及振興を図るための各種行事の実施および指導に関すること。
 - (2) 福祉の増進および勤労意欲の向上に関すること。
 - (3) スポーツおよび文化に係る教室、支援講座等の開催に関すること。
 - (4) スポーツおよび文化に係る活動の場の提供に関すること。
 - (5) 交流センターで取り扱う図書の管理および貸出しに関すること。
 - (6) その他第1条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用時間および休館日)

- 第4条 交流センターの使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間もしくは休館 日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 ただし、図書・学習ラウンジのみを使用しようとする場合を除く。

(使用の許可の制限)

- 第6条 市長は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、前条の使用の許可について、 必要な条件を付することができる。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流センターの使用を許可しない ものとする。
 - (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 交流センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料等)

- 第7条 交流センターの使用料は、別表のとおりとする。
- 2 交流センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 交流センターの冷暖房その他の設備の使用に係る経費については、規則で定める。 (使用料の減免)
- 第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部または一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 その全部または一部を還付することができる。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、許可を受けた施設、設備等を目的以外に使用し、またはその権利を譲渡し、 もしくは転貸してはならない。

(造作上の制限)

第11条 使用者は、交流センターを使用するため特別の設備をし、もしくは造作を加えようと するとき、または備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなけれ ばならない。

(使用の許可の条件の変更等)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、または 使用の停止を命じ、もしくは使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 使用者が、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用者が、第6条第2項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 使用者が、偽りその他不正な手段により第5条の使用の許可を受けたとき。
 - (4) 災害その他不可抗力により、交流センターが使用できなくなったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、管理上特に必要が生じたとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、交流センターの使用を終了したとき、または前条の規定により使用の停止 命令を受け、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、返還しなけ ればならない。

(損害賠償)

- 第 14 条 交流センターの施設、設備等を損傷し、または滅失した者は、その損害について、賠償しなければならない。
- 2 市長は、第 12 条の規定による使用の許可の条件の変更または使用の停止の命令もしくは使用 の許可の取消しによって使用者が被った損害について、賠償の責めを負わない。

(入館の制限)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館させる ことができる。
 - (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある者
 - (2) 施設、設備等を損傷するおそれがある者
 - (3) その他管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年

法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に交流センターの管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が管理業務を行う場合は、第4条の規定によるほか、当該指定 管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流センターの使用 時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。 (指定管理者の業務)

- 第17条 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
 - (2) 交流センターの使用の許可、使用の許可の制限、造作上の制限、使用の許可の条件の変更または使用の停止の命令もしくは使用の許可の取消しおよび入館の制限に関すること。
 - (3) 交流センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
 - (4) 利用料金の収受、減免および還付に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。
- 2 市長が、前条第1項の規定により、管理業務を指定管理者に行わせる場合における第5条、第6条、第11条、第12条、第14条および第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

- 第 18 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該指定について市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうち から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
 - (1) 事業計画の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が、交流センターの効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が、交流センターの管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができる経営規模および経営能力を有していること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が交流センターの設置目的を達成するために必要と認める条件を満たしていること。

(指定管理者の指定等の公表)

- 第19条 市長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
 - (1) 前条第2項の規定により、指定管理者の指定を行ったとき。
 - (2) 法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、または管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたとき。

(指定管理者との協定の締結)

- 第20条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - (1) 管理業務の内容に関すること。
 - (2) 市が支払うべき管理業務に係る費用に関すること。
 - (3) 管理業務の事業報告に関すること。
 - (4) 利用料金に関すること。
 - (5) 指定の取消しおよび管理業務の停止に関すること。
 - (6) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開および個人情報の保護に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、管理業務に関し市長が必要と認めること。

(利用料金の納入)

- 第21条 第17条第2項の規定により読み替えて適用される第5条の規定により許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、規則で定めるところにより、指定管理者が あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。 (利用料金の収入)
- 第 22 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 この場合において、第7条(第3項を除く。)から第9条までの規定は、適用しない。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができる。

(利用料金の環付)

第 24 条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、 指定管理者は、利用料金を納付した者の責めに帰することができない理由により交流センタ ーを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認める場合は、その一部ま たは全部を還付することができる。

(情報の公開、個人情報の保護等)

- 第 25 条 指定管理者の役員および職員は、彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号) 第 32 条の 2 の規定により、管理業務に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 指定管理者の役員および職員は、彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)第 13 条の 2 の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定管理者の役員および職員は、管理業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に 知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 指定管理者の役員および職員は、管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の 利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項および第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な行為、使用の手続その他交流センターを供用するために必要 な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。 ((仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部 改正)
- 3 (仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例(令和 2 年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市スポーツ・文化交流センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例

第 1 条中「(仮称)彦根市新市民体育センターの」を「彦根市スポーツ・文化交流センターの」に、「(仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金」を「彦根市スポーツ・文化交流センター整備運営基金」に改める。

別表(第7条関係)

1 施設の貸切り使用

(4 mi	使用料(円)
種別	1時間当たり

スポーメイン	平日	アマチュアスポーツを目的とし	全面	3, 760
ツ施設 アリー	-	て、入場料等を徴収しない場合	2分の1面	1,880
ナ			3分の1面	1, 250
			4分の1面	940
		アマチュアスポーツを目的とし	全面	7, 520
		て、入場料等を徴収する場合	2分の1面	3, 760
			3分の1面	2, 500
			4分の1面	1,880
		プロスポーツ、催し、興行利用	本使用(全面のみ)	37, 600
		等を目的とする場合	準備および後始末	18, 800
	平日以	アマチュアスポーツを目的とし	全面	4, 880
	外	て、入場料等を徴収しない場合	2分の1面	2, 440
			3分の1面	1,620
			4分の1面	1, 220
		アマチュアスポーツを目的とし	全面	9, 770
		て、入場料等を徴収する場合	2分の1面	4, 880
			3分の1面	3, 250
			4分の1面	2, 440
		プロスポーツ、催し、興行利用	本使用(全面のみ)	48, 800
		等を目的とする場合	準備および後始末	24, 400
サブフ	平日	アマチュアスポーツを目的とし	全面	1,680
リーフ	+	て、入場料等を徴収しない場合	2分の1面	840
		アマチュアスポーツを目的とし	全面	3, 360
		て、入場料等を徴収する場合	2分の1面	1,680
		プロスポーツ、催し、興行利用	本使用(全面のみ)	16, 800
		等を目的とする場合	準備および後始末	8, 400
	平日以	アマチュアスポーツを目的とし	全面	2, 180
	外	て、入場料等を徴収しない場合	2分の1面	1,090
		アマチュアスポーツを目的とし	全面	4, 360
		て、入場料等を徴収する場合	2分の1面	2, 180
		プロスポーツ、催し、興行利用	本使用(全面のみ)	21,800
		等を目的とする場合	準備および後始末	10, 900
ダンス室		入場料等を徴収しない場合		660
		入場料等を徴収する場合		1, 320
選手担	空室 1	アマチュアスポーツを目的として しない場合	て、入場料等を徴収	270
		アマチュアスポーツを目的としてする場合	て、入場料等を徴収	540

			プロスポーツ、催し、興行利用等	等を目的とする場合	2,700
			アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合		270
			アマチュアスポーツを目的としてする場合	て、入場料等を徴収	540
			プロスポーツ、催し、興行利用等	等を目的とする場合	2,700
	役員室		アマチュアスポーツを目的としてしない場合	て、入場料等を徴収	70
			アマチュアスポーツを目的としてする場合	て、入場料等を徴収	140
			プロスポーツ、催し、興行利用等	幹を目的とする場合	700
	大会本語	祁室	アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合		100
			アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合		200
			プロスポーツ、催し、興行利用等	幹を目的とする場合	1,000
弓道場(近的場お			る人場料等を徴収しない場合	1,570	
よび遠的場) 入場料等を徴収する場合				3, 140	
		会議室	全面		1,080
			3 分の 2 面		720
			3分の1面		360
	会議室1				410
	会議室	2		250	
	会議室	3			320
	教養文化	匕室	全面		610
			2分の1面		300
	多目的ホール	平日	電動椅子または舞台を使用する 場合	入場料等を徴収し ない場合	3, 000
			入場料等を徴収す る場合	4, 500	
		電動椅子または舞台を使用しな い場合	入場料等を徴収し ない場合	1, 200	
				入場料等を徴収す る場合	1,800
		平日以外	電動椅子または舞台を使用する 場合	入場料等を徴収し ない場合	3, 900
				入場料等を徴収す る場合	5, 850
1			電動椅子または舞台を使用しな	入場料等を徴収し	1, 560

		い場合	ない場合	
			入場料等を徴収す る場合	2, 340
展示コー	ーナー			200

備考

- 1 この表において、「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定 する休日を除く日をいう。
- 2 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町(以下「湖東圏域」という。)外に居住する者または湖東圏域外に所在する法人もしくは団体に係るスポーツ施設の使用料は、この表に定めるスポーツ施設の使用料の額に当該額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 原則として使用の許可を受けた時間(以下「許可時間」という。)を超えて使用すること はできない。
- 4 特別の理由により許可時間を超えて使用するときの使用料は、許可時間を超えた時間 1 時間につき当該許可時間の使用料の 1 時間当たりの額と同額とする。この場合において、 許可時間を超えた時間のうち 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 6 施設の使用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。
- 7 第 16 条第 1 項の規定により、管理業務を指定管理者に行わせる場合におけるこの表の 適用については、同表(備考を除く。)中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」と、 同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 施設の個人使用

年 即	使用料(円)		
種別	1人1回1時間当たり(3時間以内)		
メインアリーナおよびサブアリーナ	高校生以上	300	
	中学生以下	150	
トレーニング室(ランニングコースを含	高校生以上	200	
む。)	中学生以下	100	
弓道場(近的場および遠的場)	高校生以上	300	
	中学生以下	150	

備考

- 1 個人使用は、使用当日において貸切り使用がない場合に限るものとする。
- 2 別表1備考第2項、第6項および第7項の規定は、この表に適用する。

議案第 131 号

彦根市稲枝駅前駐車場条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2020 年) 11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市稲枝駅前駐車場条例

(設置)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場として、 彦根市営稲枝駅前東口駐車場および彦根市営稲枝駅前西口駐車場(以下これらを「駐車場」と いう。)を設置する。

(位置)

第2条 駐車場の位置は、別表第1のとおりとする。

(供用時間および休場日)

第3条 駐車場の供用時間および休場日は、規則で定める。

(駐車料金等)

- 第4条 駐車場の駐車料金(以下「駐車料金」という。)は、別表第2のとおりとする。
- 2 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する普通自動車とする。

(駐車料金の徴収)

- 第5条 駐車料金は、駐車場に自動車を駐車させた者から自動車を出場させるときに徴収する。 (駐車料金の減免)
- 第6条 市長は、必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、または免除することができる。 (駐車料金の還付)
- 第7条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部または全部を還付することができる。

(通行の許可)

- 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場内の通行を許可することができる。 (駐車の拒否)
- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場への自動車の駐車を拒否することができる。
 - (1) 駐車場の構造上、自動車を駐車させることができないとき。
 - (2) 自動車に発火性または引火性の物品を積載しているとき。
 - (3) 駐車場の構造または設備を毀損するおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

- 第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (2) 駐車場の構造または設備を汚染し、または毀損すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場からの出場を命ずることが できる。

(供用の休止)

第11条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の一部または 全部の供用を休止することができる。

(損害の責任)

第12条 市長は、駐車場に駐車させた自動車等の毀損または滅失については、その責任を負わない。ただし、供用時間内において駐車場に駐車させた自動車等の保管に関し、善良な管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 駐車場の構造または設備その他の物件を毀損し、または滅失した者は、その損害について、賠償しなければならない。

(標識)

- 第14条 道路法第24条の3の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。
 - (1) 駐車料金の額
 - (2) 駐車場の供用時間および休場日

- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(割増金)

第15条 市長は、駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍 に相当する額を割増金として徴収する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
彦根市営稲枝駅前東口駐車場	彦根市稲枝町 326 番地 13
彦根市営稲枝駅前西口駐車場	彦根市彦富町 342 番地 22

別表第2(第4条関係)

区分	駐車料金
30 分以内	無料
30 分を超え 1 時間 30 分以内	200 円
1時間30分を超え1時間ごとに	100 円加算
1日の最高限度額	600 円

議案第 132 号

彦根市事務分掌条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市事務分掌条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例

(彦根市事務分掌条例の一部改正)

第1条 彦根市事務分掌条例(昭和45年彦根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号に次のように加える。

イ 行政のデジタル化の総合的な推進に関すること。

第1条第2号オ中「関すること」の次に「(行政のデジタル化の総合的な推進に関することを除く。)」を加え、同号中クを削り、ケをクとし、コからシまでをケからサまでとし、同条第3号中「スポーツ部」を「文化スポーツ部」に改め、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。

第1条第4号中力をキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ保険料の徴収に関すること。

第1条第5号イ中「関すること」の次に「(保険料の徴収に関することを除く。)」を加え、同条第6号オ中「関すること」の次に「(総務部および市民環境部に属する事務を除く。)」を加える。

(彦根市職員定数条例の一部改正)

第2条 彦根市職員定数条例(昭和32年彦根市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「581人」を「593人」に改め、同項第9号中「186人」を「174人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中彦根市事務分掌条例第1条 第1号の改正規定および同条第2号オの改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

2 彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例(平成元年彦根市条例第4号)の 一部を次のように改正する。

本則(第4条第3号を除く。)中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第3号中「、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

(ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部改正)

3 ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成8年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則(第4条、第7条第4項、第18条第1項および第26条を除く。)および別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条および第7条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 18 条第 1 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第26条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

4 みずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成10年彦根市条例第46号)の一部を次のように改正する。

本則(第9条第4項、第20条第1項および第28条を除く。)および別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第20条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第28条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(彦根市民会館の設置および管理に関する条例の一部改正)

5 彦根市民会館の設置および管理に関する条例(平成13年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

(彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に付則第2項の規定による改正前の彦根市 高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例、付則第3項の規定による改正前のひ こね市文化プラザの設置および管理に関する条例、付則第4項の規定による改正前のみずほ 文化センターの設置および管理に関する条例および前項の規定による改正前の彦根市民会館 の設置および管理に関する条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定に基づき教育委員 会が行った許可、指定その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものまたは 旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為でこの条例の施 行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、 指定その他の行為または市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

議案第 133 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費 に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および 旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和32年彦根市条例第43号)の一部 を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

第2条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 127. 5」に、「100 分の 162. 5」を「100 分の 165」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成28年彦根市条例第5号)の 一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の 162.5」に改める。

第4条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 134 号

令和2年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

令和2年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和2年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例(令和2年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和2年6月」の次に「および12月」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 135 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正 する。

第22条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の 165」に改める。

第4条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の 167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 136 号

彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する 条例案

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正 する条例

彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例(平成30年彦根市 条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和7年3月31日」を「第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者 スポーツ大会が開催される年度の末日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 137 号

彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例(平成12年彦根市条例第11号)の 一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、

「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適 用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(彦根市道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 彦根市道路占用料徴収条例(昭和29年彦根市条例第18号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、

「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例(平成2年彦根市条例第34号) の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同

じ。)」に、「および次項において同じ」を「において同じ」に改め、「(以下この項および 次項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を 「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第3項中「特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例 基準割合」を「各年の還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加 算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合 には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例付則第3項の規定、第2条の規定による改正後の彦根市道路占用料徴収条例付則第2項の規定ならびに第3条の規定による改正後の彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例付則第2項および第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金または還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金または還付加算金については、なお従前の例による。

議案第 138 号

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成8年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|--|

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表に規定するギャラリーの使用の手続その他当該ギャラリーを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

議案第 139 号

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案

令和 2 年(2020年)11 月 30 日

上記の議案を提出する。

彦根市長 大久保 貴

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例

彦根市観光駐車場条例(昭和45年彦根市条例第32号)の一部を次のように改正する。

を

 \rfloor

別表第2中

2 時間以内400 円2 時間を超え 8 時400 円に、2間以内時間を超え1 時間ごと
に 100 円を
加算した額8 時間を超え 241,000 円時間以内

10 分以内 無料
10 分を超え 1 時間以内 400 円
1 時間を超え 4 時間以内 400 円に、1 時間を超え 30 分ごとに 100 円を加算した額
4 時間を超え 24 時間以 1,000 円内

╛

に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 140 号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和48年彦根市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。)をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イを次のように改める。

- イ 異常な高温とならないこと。
- 第11条の2第1項第12号に次のように加える。
 - ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温または低温を検知した場合には、 急速充電設備を自動的に停止させること。
 - エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- 第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。
 - (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
 - (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合 に漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えず、かつ、充電用ケーブルを冷却するため

に用いる液体の流量および温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量また は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずるこ と。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものおよび消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充塡する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。) 付 則
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の 第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用 については、なお従前の例による。

議案第 141 号

彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議 決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議に つき議決を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、およびこれに伴い彦根愛知犬上広域行政組合規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 1667 号)を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、およびこれに伴い彦根愛知犬上広域行政組合規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 1667 号)を別紙のとおり変更することについて、協議する。

令和 年 月 日

 彦根市長
 大久保
 貴

 愛荘町長
 有村国知

 豊郷町長
 伊藤定勉

 甲良町長
 野瀬喜久男

 多賀町長
 久保久良

彦根愛知犬上広域行政組合規約の一部を改正する規約

彦根愛知犬上広域行政組合規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 1667 号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

共同処理する事務	関係市町			
(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 甲良町	愛荘町 多賀町	豊郷町	
(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 多賀町	豊郷町	甲良町	
(3) 新しいごみ処理施設(関係市町が共同でごみ処理を行う ために新たに建設する施設をいう。以下同じ。)の設置および管理運営に関する事務	彦根市甲良町	愛荘町 多賀町	豊郷町	
(4) 一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する事務				

第12条第2項に次の1号を加える。

(5) 一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する経費 均等割、人口割および利用割付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 142 号

彦根市 大上郡 営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市 大上郡 営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 2 項の規定により、^{彦根市}営林組合規約(昭和 38 年滋賀県指令地第 841 号)を変更することについて、別紙のとおり構成団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

彦根市 営林組合規約の変更について 犬上郡

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 2 項の規定により、 犬上郡 営林組合規約(昭和 38 年滋賀県指令地第 841 号)を別紙のとおり変更することについて、協議する。

令和 年 月 日

 彦根市長
 大久保
 貴

 多賀町長
 久保久良

 甲良町長
 野瀬喜久男

 豊郷町長
 伊藤定勉

彦根市 営林組合規約の一部を改正する規約 大上郡

彦根市 犬上郡 営林組合規約(昭和 38 年滋賀県指令地第 841 号)の一部を次のように改正する。

第4条中「滋賀県彦根市元町4番2号」を「滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾1586番地4」に改める。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 143 号

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につき 議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定に つき議決を求めることについて

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称	所在地
彦根市南老人福祉センター	彦根市田原町 13 番地 2
彦根市南デイサービスセンター	彦根市田原町 13 番地 2

- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
 - (1) 名 称 特定非営利活動法人ホームスイートホーム
 - (2) 代表者 理事長 古 川 博 敏
 - (3) 所在地 彦根市下西川町 679 番地
- 3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 144 号

彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2020 年) 11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市北老人福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
 - (1) 名 称 彦根市北老人福祉センター
 - (2) 所在地 彦根市馬場一丁目5番5号
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
 - (2) 代表者 会長 圓 城 治 男
 - (3) 所在地 彦根市平田町 670 番地
- 3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 145 号

彦根市北デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市北デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市北デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
 - (1) 名 称 彦根市北デイサービスセンター
 - (2) 所在地 彦根市馬場一丁目5番5号
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
 - (2) 代表者 会長 圓 城 治 男
 - (3) 所在地 彦根市平田町 670 番地
- 3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 146 号

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
 - (1) 名 称 彦根市佐和山デイサービスセンター
 - (2) 所在地 彦根市芹川町 484 番地 4
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
 - (1) 名 称 医療法人友仁会
 - (2) 代表者 理事長 矩 照 幸
 - (3) 所在地 彦根市竹ケ鼻町 80 番地
- 3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 147 号

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2020 年) 11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて

下記のとおり法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 損害賠償の相手方

 - (2) 氏名 〇 〇 〇
- 2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として1,188,846円を支払う。

3 事案の概要

令和2年4月24日午前11時30分頃、彦根市西沼波町178番地2地先の国道8号において、 北方向へ走行していた公用車が、信号で停車していた相手方の車両に追突したことにより、相 手方が負傷したもの

議案第 148 号

彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて

下記の者を本市功労者として表彰することにつき、彦根市功労者表彰条例(昭和 46 年彦根市条例第 6 号)第 2 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所	生年月日
松本隆	彦根市岡町○○○○	昭和 20 年〇〇〇〇
清水克己	彦根市京町一丁目〇〇〇〇	昭和 20 年〇〇〇
中 川 明	彦根市芹川町○○○○○○	昭和 24 年〇〇〇〇
岡田俊嗣	彦根市犬方町○○○○○	昭和 19 年〇〇〇〇
田 邉 多美子	彦根市西今町○○○○○○	昭和 20 年〇〇〇
西 村 久 子	彦根市甲崎町○○○○	昭和 18 年〇〇〇〇
山 口 大 助	彦根市日夏町○○○○○	昭和 24 年〇〇〇〇
西 川 正 義	彦根市下西川町○○○○	昭和 19 年〇〇〇〇〇
小 川 良 紘	彦根市河原一丁目○○○○	昭和 18 年〇〇〇〇
田 口 源太郎	彦根市本庄町○○○○○	昭和 23 年〇〇〇〇

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和 46 年彦根市規則第 17 号)第 2 条第 1 項第 1 号(商工、観光、農林水産業等、産業の発展、開拓、振興に尽力し、産業の向上に寄与した者)に該当する者

氏	名	まつ もと たかし 松 本 隆
住	所	彦根市岡町〇〇〇〇
生年	平月日および年齢	昭和 20 年(1945 年) 〇〇〇〇 76 歳
該	当 事 項	商工功労
摘	常任幹事を、平成 15 年 任され、産業界の人材 産業の振興発展に寄与	3年まで滋賀経済同友会幹事を、平成14年から平成21年まで同会 こから平成24年まで一般社団法人滋賀経済産業協会理事の要職を歴 の育成および定着、地域ブランドの普及等に尽力されるなど、地域 された功績は大きい。さらに、平成13年から今日に至るまで、彦根 び役員を務められ、本市の商工業の振興発展に寄与された功績は大
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第1号(商工、観光、農林水産業等、産業の発展、開拓、振興に尽力し、産業の向上に寄与した者)に該当する者

氏	名	し みず かつ み 清 水 克 己
住	所	彦根市京町一丁目〇〇〇〇
生年	年月日および年齢	昭和 20 年(1945 年) 〇〇〇〇 76 歳
該	当 事 項	商工功労
摘	摘 平成4年から平成26年まで滋賀バルブ協同組合理事を務められ、この間、副理事長および理事長の要職を歴任されるなど、バルブ業界を牽引され、設備の近代化、後継者の指導および育成等に尽力されるなど、地域産業の振興発展に寄与された功績は大きい。さらに、平成元年から令和元年まで彦根商工会議所の議員および役員を務められ、本市の商工業の振興発展に寄与された功績は大きい。	
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和 46 年彦根市規則第 17 号)第 2 条第 1 項第 1 号(商工、観光、農林水産業等、産業の発展、開拓、振興に尽力し、産業の向上に寄与した者)に該当する者

氏	名	なか がわ あきら 中 川 明
住	所	彦根市芹川町〇〇〇〇〇
生生	平月日および年齢	昭和 24 年(1949 年) 〇〇〇〇 72 歳
該	当 事 項	商工功労
摘	摘 平成 24 年から令和元年まで彦根百貨卸商業協同組合代表理事として卸売業界を牽引され、老舗ブランドの普及、後継者の育成等に尽力されるなど、地域産業の振興発展に寄与された功績は大きい。さらに、平成3年から令和元年まで彦根商工会議所の議員および役員を務められ、本市の商工業の振興発展に寄与された功績は大きい。	
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第3号(社会福祉の増進、 保健衛生、医療の向上に尽力し、公共の福祉増進に寄与した者)に該当する者

氏	名	おか だ とし つぐ 岡 田 俊 嗣
住	所	彦根市犬方町〇〇〇〇
生生	年月日および年齢	昭和 19 年(1944 年) 〇〇〇〇 76 歳
該	当 事 項	社会福祉功労
摘	して社会奉仕の精神を	年までおよび平成 16 年から今日に至るまで民生委員・児童委員と 持って積極的な活動を展開され、河瀬民生委員児童委員協議会の要 環算的な立場で地域福祉の推進に努められ、社会福祉の増進に寄与され
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第3号(社会福祉の増進、 保健衛生、医療の向上に尽力し、公共の福祉増進に寄与した者)に該当する者

氏	名	た なべ たみこ 田 邉 多美子
住	所	彦根市西今町〇〇〇〇〇
生生	年月日および年齢	昭和 20 年(1945 年) 〇〇〇〇 75 歳
該	当 事 項	社会福祉功労
摘	平成13年から今日に至るまで民生委員・児童委員、特に児童福祉を専門的に担当する 主任児童委員として社会奉仕の精神を持って積極的な活動を展開され、金城民生委員児童 委員協議会および彦根市民生委員児童委員協議会連合会の要職を歴任されるなど、指導的な 立場で地域福祉の推進に努められ、社会福祉の増進に寄与された功績は大きい。	
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和 46 年彦根市規則第 17 号)第 2 条第 1 項第 5 号(永年にわたり、 県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員と して在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏	名	にし むら ひさ こ 西 村 久 子
住	所	彦根市甲崎町〇〇〇〇
生生	年月日および年齢	昭和 18 年(1943 年) 〇〇〇〇 77 歳
該	当 事 項	県議会議員功労・市議会議員功労
摘	れ、この間、議長、副 任委員会委員長および 尽力された功績は大き 滋賀県議会議員を務め 対策特別委員会委員長	年まで3期11年11箇月の永きにわたり、彦根市議会議員を務めら議長、市民福祉常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、総務常決算特別委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展にい。また、平成19年から平成31年まで3期12年の永きにわたり、られ、この間、議長、生活文化・土木交通常任委員会委員長、防災、厚生・産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、決算特別算特別委員会委員長の要職を歴任されるなど、県勢の振興発展に寄
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和 46 年彦根市規則第 17 号)第 2 条第 1 項第 5 号(永年にわたり、 県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員と して在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏	名	やま ぐち だい すけ 山 口 大 助
住	所	彦根市日夏町○○○○○
生生	平月日および年齢	昭和 24 年 (1949 年) 〇〇〇〇 71 歳
該	当 事 項	市議会議員功労
摘	摘 平成3年から平成23年まで5期20年の永きにわたり、彦根市議会議員を務められ、この間、副議長、監査委員、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長および市民文教常任委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展に寄与された功績は大きい。	
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和 46 年彦根市規則第 17 号)第 2 条第 1 項第 5 号(永年にわたり、 県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員と して在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏	名	にし かわ まさ よし 西 川 正 義
住	所	彦根市下西川町〇〇〇〇
生生	平月日および年齢	昭和 19 年(1944 年) 〇〇〇〇〇 76 歳
該	当 事 項	市議会議員功労
摘	摘 平成 19 年から平成 31 年まで 3 期 12 年の永きにわたり、彦根市議会議員を務められ、この間、議長、監査委員、議会運営委員会委員長、予算特別委員会委員長、市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会委員長および決算特別委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展に寄与された功績は大きい。	
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和 46 年彦根市規則第 17 号)第 2 条第 1 項第 5 号(永年にわたり、 県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員と して在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏	名	ぉ がゎ ょし ひろ 小 川 良 紘
住	所	彦根市河原一丁目〇〇〇〇
生生	平月日および年齢	昭和 18 年 (1943 年) 〇〇〇〇 77 歳
該	当 事 項	選挙管理委員功労
摘	摘 平成12年から今日に至るまで6期21年の永きにわたり、彦根市選挙管理委員を務められ、この間、選挙管理委員会の職務に精励されるとともに、平成20年から今日に至るまで彦根市選挙管理委員会委員長として選挙の適正な管理執行および同委員会の円滑な運営に寄与された功績は大きい。	
要	(経歴は省略)	

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和 46 年彦根市規則第 17 号)第 2 条第 1 項第 5 号(永年にわたり、 県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員と して在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏	名	た ぐち げんたろう 田 口 源太郎
住	所	彦根市本庄町〇〇〇〇〇
生生	平月日および年齢	昭和 23 年(1948 年) 〇〇〇〇 72 歳
該	当 事 項	農業委員功労
摘	簡 平成20年から令和2年まで4期12年の永きにわたり、彦根市農業委員会委員を務められ、この間、農地部会の活動に尽力されるとともに、平成23年から令和2年まで彦根市農業委員会会長として本市の農業の振興に寄与された功績は大きい。	
要	(経歴は省略)	

報告第 31 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和2年(2020年)11月30日

彦根市長 大久保 貴

専決第 14 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年(2020年)10月5日

彦根市長 大久保 貴

- 1 損害賠償の相手方
 - (1) 住所 0000000000
 - (2) 氏名 〇 〇 〇
- 2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として36,366円を支払う。

3 事案の概要

令和2年9月1日午前10時から正午までの間、彦根市犬方町856番地の市有地において、職員が除草作業を行っていたところ、当該作業により跳ね上がった小石が、当該市有地付近の駐車場に駐車していた相手方の車両の窓ガラスに当たったことにより、これを損傷したもの